神戸運輸監理部最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第１号）、神戸海上旅客運送業最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第２号）及び神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成９年神戸海運監理部最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年３月27日

神戸運輸監理部長　峰本　健正

１．神戸内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金第４項中「269,650円」を「280,650円」に、「253,200円」を「264,200円」に、「211,100円」を「222,100円」に、「201,800円」を「212,800円」に改める。

２．神戸海上旅客運送業最低賃金第４項中「264,800円」を「275,300円」に、「203,400円」を「213,400円」に改める。

３．神戸漁業（沖合底びき網）最低賃金第５項中「225,600円」を「236,600円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年４月26日から効力を生ずる。

国家試験

令和８年浄化槽設備士試験の施行について

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第43条第２項の規定により、令和８年浄化槽設備士試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、同条第４項の規定に基づき、公益財団法人日本環境整備教育センターに行わせる。

令和８年３月27日

国土交通大臣　金子　恭之

１　実施期日　令和８年７月12日（日）

２　実施場所　宮城県、東京都、愛知県、大阪府及び福岡県

３　受験手数料　31,700円

４　受験手続

⑴　受験申請受付期間　令和８年４月１日(水)から令和８年５月20日（水）まで

⑵　受験申請の受付機関　公益財団法人日本環境整備教育センター　〒130―0024　東京都墨田区菊川二丁目23番３号　電話番号（03）3635局4881番

https://www.jeces.or.jp

⑶　受験申請方法　４⑵の機関のホームページからオンライン申請すること。

５　受験票の送付　受験票は、４⑵の機関から直接受験者に送付する。

６　合格の発表　令和８年８月下旬に合格者を４⑵の機関のホームページに掲載及び掲示場に掲示する。令和８年９月中旬に官報で公告し、本人に合格した旨を通知する。

７　その他　受験手続等に関する問い合せは、４⑵の機関にて行う。

公　聴　会

公聴会の開催について

公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第二条第九項六号の規定に基づく特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定について、同法第七十一条の規定に基づき、公聴会を開催するので、次のとおり公告する。

令和八年三月二十七日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

一　案件

特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法の指定

（別記）

二　日時　令和八年四月十四日午後一時

三　場所　ウェブ会議を利用したオンライン開催及び対面開催（東京都港区虎ノ門アルセアタワー公正取引委員会内会議室）

四　意見申出要領　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所（郵便番号及び電話番号を付記すること。）、氏名（振り仮名を付記すること。）メールアドレス及び職業を明記の上、意見の概要を次の要領によりできるだけ具体的に記載した文書を、令和八年四月七日までに、メール（kitori_1006@jftc.go.jp）又は郵便（郵便番号一〇五―〇〇〇一　東京都港区虎ノ門タワー十階公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課宛て）で提出すること。

(一)　意見を提出する告示案

(二)　賛否とその理由

(三)　修正案がある場合は、その案

(四)　その他参考となる意見

(五)　公聴会で資料を提出しようとする場合は、その資料の概要

(六)　希望する出席方法（オンライン又は対面のいずれか）

五　公述人　公聴会における発言者は、意見概要の提出者の中から、公正取引委員会において選定の上、当人に宛て通知する。

六　この公聴会についての問い合わせ先は、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課である。

七　一特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法及び製造委託等に係る代金の支払に関する特定の不公正な取引方法（案）」は、左記において閲覧に供するほか、公正取引委員会のホームページ（https://www.jftc.go.jp）に掲載する。